

東京都における食品衛生法違反者等に対する公表について

食品衛生法第29条の2による公表

厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。（平成14年8月7日公布）

公表の対象

食品衛生法に違反した者



行政処分を受けた者

- ・食中毒等の原因施設として営業停止
 - ・規格基準に違反したとして販売禁止等組織として行った書面による行政指導を受けた者
 - ・違反食品に対する、回収指示
 - ・施設改善 等
- 衛生注意指導票によるものは除く

公表内容

施設に対する営業停止等の行政処分等事例

- ・ 営業者の氏名
- ・ 施設の名称、所在地
- ・ 違反理由
- ・ 処分の内容
- ・ 措置状況

違反食品等に対する書面による回収指導事例

- ・ 違反食品名
- ・ 違反食品の製造者（輸入者含む）
- ・ 違反理由
- ・ 措置状況

公表方法

東京都ホームページ（食品衛生の窓）への掲載

保健所長や事業所長が書面による行政指導を行った場合も、食品監視課で一括して公表する。

公表の開始時期

平成15年4月1日

「緊急発表」としての公表

食中毒や違反事例等の中で、食品衛生上の危害防止の観点から、特に緊急発表としての公表が必要なものについては、別途、報道機関に対して情報提供を行う。